

亀山市公告第30号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

平成29年5月8日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務の概要

(1) 業務名

平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託

(2) 業務内容

亀山市婚活支援事業業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 本業務を履行するノウハウを有し、かつ、本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 亀山市と円滑な連絡調整ができる地域に事業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 過去に、自社、関連企業等において、結婚の支援に係るイベント等の開催実績を有していること。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年

法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (8) 事業の代表者、役員(執行委員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 企画提案書等の提出期限までに亀山市契約規則(平成18年亀山市規則第5号)第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。

3 担当部署

亀山市企画総務部企画政策室

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話：0595-84-5123

ファクシミリ：0595-82-9685

電子メールアドレス：kikaku@city.kameyama.mie.jp

4 公募型プロポーザル募集要領及び仕様書の交付

(1) 交付期間

平成29年5月8日(月)から同年6月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(4) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(5) 交付書類

ア 平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託公募型プロポーザル参加意思表明書

イ 平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要領

ウ 平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託仕様書

5 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

ア 持参又は郵送（送達を確認すること）とする。

イ 持参の場合は、参加者はあらかじめ3の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。

(2) 提出先

3の担当部署とする。

(3) 提出期限

平成29年6月2日（金）午後5時15分

6 その他

(1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。

(3) 提出書類は、一切返却しない。

(4) 特定した企画提案書は、公表することがある。

(5) 提出された企画提案書は、当該業務候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(6) 本プロポーザルの審査結果に基づき、亀山市は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。ただし、選定した者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することとなった場合は、契約を締結しない。この場合、再度受託候補者を選定する。

- (7) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書が無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから、当分の間排除する措置を行うことがある。
- (8) 業務を遂行するに当たり知り得た情報について、亀山市の許可なくして外部に漏らしてはならない。
- (9) 企画提案等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (10) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。